

令和4年 第5回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

令和4年 第5回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年5月27日（金）13：40～15：30

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

西田教育長、▲門代表教育委員、畠山委員、片山委員、小林委員

【事務局】

迫田教育局長

（企画総務課）川邊課長、砂田補佐、堀室長、佐藤主任主事、河野主事

（学校施設課）河野課長

（学校教育課）重盛課長

（教育情報研修センター）堀之内所長

（生涯学習課）長田課長

（保健給食課）井上課長

（文化財課）白坂課長

4 議題

番 号	件 名	説 明 者
議案第19号	令和4年度一般会計補正予算案の原案について	教育局長 各課長
議案第20号	学校運営協議会の設置について	企画総務課長
議案第21号	学校運営協議会委員の任命について	企画総務課長
議案第22号	宮崎市学校関係者評価委員の委嘱について	学校教育課長
議案第23号	宮崎市青少年指導委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第24号	宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第25号	宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会生涯学習課所管施設）委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第26号	宮崎市文化財審議会委員の委嘱について	文化財課長
議案第27号	宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会文化財課所管施設）委員の委嘱について	文化財課長

5 報 告

番 号	件 名	説 明 者
報告第18号	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	教育局長 保健給食課長
報告第19号	臨時代理の報告について	企画総務課長
報告第20号	臨時代理の報告について	学校教育課長
報告第21号	事故等の報告について	学校教育課長
報告第22号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から第5回教育委員会定例会を開会します。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、小林教育委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>次に、会次第「3 行事報告等」に入ります。</p> <p>1ページをお開きください。(1)教育長報告ですが、こちらに記載のとおりです。</p> <p>まず、4月21日(木)に行われた「令和4年度第1回宮崎県都市教育長協議会」と「宮崎縣市町村教育長連絡協議会第1回支部長会・総会」、「令和4年度市町村教育委員会委員・教育長会議」について報告します。今回、久々に各市町村の教育長が集まって対面で話し合うことができました。</p> <p>3ページをお開きください。「令和4年度第1回宮崎県都市教育長協議会」は宮崎市教育情報研修センターで開催されました。令和3年度の事業報告や決算、令和4年度の事業計画、予算、そして九州都市教育長協議会や全国都市教育長協議会等のご案内と、令和5年度の研究部会の担当者について諮られました。また、令和4年度の役員については、継続して令和3年度の役員が就任しました。</p> <p>その後、午前11時から「宮崎縣市町村教育長連絡協議会第1回支部長会・総会」が開催されました。次のページをご覧ください。まず、支部長会で令和4年度役員を選出や総会について、その後に行われた総会で令和3年度の事業報告や令和4年度の役員選出、事業計画案、総会の議長や研修会の部会構成について諮られました。</p> <p>5ページをご覧ください。午後1時半から、宮崎県防災庁舎で「令和4年度市町村教育委員会委員・教育長会議」が行われました。まず宮崎県教育長が挨拶され、宮崎県教育委員会幹部の紹介があり、その後、宮崎県の教育施策等の説明を受けました。</p> <p>また、企業での実際の事例を踏まえた学校における働き方改革の推進について、会議に招かれた講師の方の講演を聴きました。</p> <p>次に、6ページと7ページをご覧ください。5月11日(水)に山口県山口市で「令和4年度全国都市教育長協議会第2回常任理事会・理事会合同会議」が開催され、本年度の役員を選任や、次年度の会議が北海道帯広で実施されることについて諮られました。</p> <p>続きまして12日(木)、13日(金)に同市で「令和4年度全国都市教育長協議会第72回総会・研究大会」が行われました。概要については資料のとおりです。特に文部科学省の講話では、中心的な課題として、新型コロナウイルス感染防止対策やGIGAスクールについて、働き方改革について、そしてコミュニティスクールについて取り上げられました。ほか、教員免許更新制が7月から廃止されて新たな研修制度が始まることについて、今後どうなるかという話題もありました。</p> <p>参加者の質問として多かったのは、部活動の地域移行についてです。3年後には部活動を地域に移行するとされていますが、現時点で全国的に指導者の確保ができていないのに本当に実現できるのか、財政的な支援がない場合に自己負担額はどうなるのかという疑</p>

	<p>問が多く、厳しい意見もありました。説明は以上です。</p> <p>次に、(2) 委員報告ですが、5月18日(水)に行われた「令和4年度宮崎縣市町村教育委員会連合会第1回理事会」について、また、5月25日(水)に行われた「全国市町村教育委員会連合会第64回定期総会」について、▲ 門代表教育委員から報告をお願いします。</p>
▲ 門代表教育委員	<p>8ページをご覧ください。「令和4年度宮崎縣市町村教育委員連合会第1回理事会」は、5月18日(水)に宮崎市教育情報センター中研修室で行われました。主催は宮崎縣市町村教育委員連合会で、連合会理事の方々と私と西田教育長が出席しました。宮崎縣市町村教育委員会連合会の役員や九州地区市町村教育委員会連合会代表者の選出、次に令和4年度の総会について、その後に「令和5年度教育施策に対する要望書案」について諮られました。</p> <p>要望書案のうち、「①前書きについて」は満場一致で承認されました。「②の重点要望事項について」では4項目が挙げられましたが、その後「③の意見交換会の希望テーマについて」協議をした際に、時間配分を考慮して3項目に絞ることとしました。その他については、各教育委員会の現状や課題について活発に意見が交わされました。</p> <p>次に9ページですが、5月25日(水)に東京の学士会館で、3年ぶりに「全国市町村教育委員会連合会第64回定期総会」が行われ、各都道府県の連合会会長、代議員、事務局職員が参加しました。功労者表彰では、6人の宮崎県の方が表彰されました。講演ですが、文部科学省の水田<sup>みずた</sup> 功<sup>いさお</sup>氏が話をされ、新型コロナウイルス感染防止対策に関するもののほか、35人学級への計画的な体制移行についてやいじめ対策、自殺対策や不登校対策、夜間中学の設置、特別支援教育などについての説明がありました。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。次に、(3) 教育局長報告ですが、5月9日(月)から11日(水)にかけて開催されました「令和4年第3回宮崎市議会臨時会」について、また、5月25日(水)に行われた「常任委員会 各課事情聴取」について迫田教育局長から報告をお願いします。</p>
迫田教育局長	<p>お配りしている「宮崎市議会常任委員会名簿」をご覧ください。5月9日(月)から11日(水)の間に臨時会が開催されました。議長については、議会の申し合わせ事項に基づき任期が2年となっていますので、昨年度に引き続き、鈴木 正議員が議長、それから新たに副議長といたしまして上野 悦朗議員、監査委員に日高 徹議員と山口 俊樹議員が就任されました。</p> <p>それから、文教民生委員会は、委員長が田山 由紀議員、副委員長が上岡 淳議員となっています。</p> <p>お配りしている「会派一覧表」は議員が所属している会派の一覧です。</p> <p>また、5月25日(水)には文教民生委員会におきまして、常任委員会の各課事情聴取が行われ、教育委員会の各課の事務分掌に基づく各課業務概要と主要事業について説明を行ったところです。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。次に、(4) 各課行事報告等ですが、「①</p>

	企画総務課」行事のうち、4月26日（火）に行われた「宮崎市教育委員会教育CIO委嘱式・市長表敬」について事務局から報告をお願いします。
川邊企画総務課長	<p>本市では、令和3年度より、ICTを教育現場で活用するための専門的な知見を持つ方を「宮崎市教育委員会教育CIO（最高情報責任者）」に迎え、必要な情報提供や助言、提言を受けながら各教育施策に取り組んでまいりました。</p> <p>今年度も、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を委嘱期間とし、昨年度と同じく「神野 元基」氏に教育CIOを委嘱しました。教育CIOの主な職務としては、宮崎市版「未来の教室」教育戦略デザイン会議の統括に関することや、学校におけるICT機器等の活用の促進や教育効果の検証に関すること、ICT方策に関する教育講演会や職員研修に関することなどがあります。</p> <p>4月26日（火）に神野氏が来市され、教育委員会室で教育CIO委嘱式を行いました。また、同日に神野氏が清山市長に表敬訪問されています。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。以上で行事報告等は終了ですが、これまでの報告に対する質問や、各行事に参加された委員の方でお気づきになった点やこれからの課題、また感想等ありましたら、お願いします。</p>
委員	なし。
	<p>それでは、他にないようですので、「4 議事」に入らせていただきます。10ページをご覧ください。</p> <p>本日、議案が9件です。議案第19号「令和4年度一般会計補正予算案の原案について」は、公開前の案件ですので、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、これより非公開とします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除します。それでは続きまして、議案第20号「学校運営協議会の設置について」、議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」は関連しますので併せて事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	<p>資料の12ページをご覧ください。</p> <p>まず、議案第20号「学校運営協議会の設置について」です。始めに、今年度設置する学校運営協議会についてご説明します。</p> <p>資料の13ページをご覧ください。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、令和3年度までに大宮中学校区、生目中学校区、赤江東中学校区、田野中学校区、清武中学校区の5校区及び広瀬北小学校の15校に設置しました。</p> <p>今年度は、新たに資料に記載しています宮崎東中学校区、宮崎西中学校区、大淀中学校区、櫛中学校区、木花中学校区、青島中学校区、住吉中学校区、本郷中学校区、東大宮中学校区、生目南中学校区、生目台中学校区、佐土原中学校区、高岡中学校区、加納中学校区の14校区41校に学校運営協議会を設置するものです。</p> <p>次に、関連します議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」、資料の14ページをご覧ください。今回、新たに設置する</p>

	<p>14校区の委員を各学校の推薦により任命するものです。</p> <p>任期については、令和4年6月1日から令和5年3月31日で、女性委員の割合は、23.9%です。</p> <p>なお、コミュニティ・スクールについては、令和5年度までに市内の全小中学校に導入する予定としています。昨年度に引き続き「コミュニティ・スクール推進アドバイザー」による学校訪問等を行い、活動支援や導入支援を進めてまいります。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第20号「学校運営協議会の設置について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	続きまして、議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第22号「宮崎市学校関係者評価委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
重盛学校教育課長	<p>議案第22号「学校関係者評価委員の委嘱について」です。</p> <p>学校関係者評価委員会は、学校関係者評価委員が学校の視察や、学校が行った自己評価について評価等を行い、地域に信頼され、開かれた学校づくりを推進するために設置しています。</p> <p>本議案は、宮崎市立学校管理規則第73条の2、及び宮崎市学校関係者評価委員会設置要綱第3条の規定により、令和4年度の学校関係者評価委員の委嘱について何うものです。</p> <p>29ページの名簿をご覧ください。本年度は、6つの中学校校区において、校長から推薦がありました49名に学校関係者評価委員を委嘱する予定にしています。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第22号「宮崎市学校関係者評価委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第23号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
長田生涯学習課長	<p>今回、資料の追加があります。議案第23号別紙として「別紙3」を追加してお配りしています。</p> <p>それでは、資料31ページをご覧ください。議案第23号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」です。</p> <p>青少年指導委員は、市内の中学校区を単位として、教職員や中学校PTA会員等から選出いただき、月に3回程度、繁華街や問題行動の発生の恐れのある場所を中心に巡回指導等を行っています。</p> <p>本議案は、昨年6月1日から委員をお願いしていた169名の委員のうち、19名が人事異動や関係団体の役員の交代により変更になったことから、宮崎市青少年育成センター条例第4条、宮崎市青少年育成センター条例施行規則第4条、宮崎市青少年指導委員に関する要綱第3条の規定により、追加配付した議案第23号別紙3に掲載している19名の方を委嘱するものです。</p> <p>任期については、残任期間である令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間です。委員169名のうち女性委員は57</p>

	名で、割合は33.7%です。説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第23号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。議案第24号「宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
長田生涯学習課長	資料41ページをご覧ください。議案第24号「宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について」です。 宮崎市青少年育成センター運営協議会は、青少年育成センターの運営に関し、必要な事項を協議する機関です。 本議案も前議案第23号と同様、昨年6月1日から委嘱していた14名の委員のうち5名の委員が人事異動や関係団体の役員の交代により変更になったことから、宮崎市青少年育成センター条例第5条及び、宮崎市青少年育成センター条例施行規則第8条の規定により、42ページに掲載している後任の委員を委嘱するものです。 任期については令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間です。委員14名のうち女性委員は5名で、割合は35.7%です。説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第24号「宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第25号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会生涯学習課所管施設）委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
長田生涯学習課長	本日、議案第25号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会生涯学習課所管施設）委員の委嘱について」、資料45ページを差替えています。 それでは、議案第25号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会生涯学習課所管施設）委員の委嘱について」説明します。 宮崎市指定管理者候補者選定委員会委員は、令和5年3月31日付で、生涯学習課所管施設である宮崎科学技術館、大淀川学習館の指定管理期間が終了することに伴い、新たな指定管理者を選定するために宮崎市指定管理者候補者選定委員会を設置し、委員を委嘱するものです。 別紙45ページ差替資料をご覧ください。今回、多角的な視点から選定していただくために各分野の専門知識を有する5名の方々に委員を委嘱したいと考えています。 任期は、宮崎市指定管理者候補者選定委員会条例第4条の規定により、委嘱の日から諮問に対し委員会が最終的な答申を行う日までとなっています。なお、委員5名のうち、女性委員は2名で割合は40%です。説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。

西田教育長	他にないようでしたら、議案第25号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会生涯学習課所管施設）委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第26号「宮崎市文化財審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
白坂文化財課長	<p>議案第26号「宮崎市文化財審議会委員の委嘱について」、説明します。なお、資料47ページについて、別紙で差替えています。資料46ページと、別紙47ページ差替資料をご覧ください。</p> <p>この議案は、宮崎市文化財保護条例第4条及び宮崎市文化財審議会規則第2条の規定により、別紙47ページ差替資料に記載した方々に委員を委嘱するものです。提案理由は、委員の任期満了に伴い、文化財審議会の委員を新たに委嘱するためです。</p> <p>文化財審議会は、議案資料46ページ下半分に記載している条例等に抜粋されているとおり、市内の文化財の調査保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財の重要事項を審議し、また、文化財としての価値などについて意見をいただくために設置された諮問機関です。</p> <p>別紙47ページ差替資料をご覧ください。委員の任期は、令和4年6月15日から令和6年6月14日までの2年間です。また、委員は文化財についての専門的な知識や経験を有する必要がありますので、ご覧のとおり、歴史や考古学の専門分野に詳しい方々となっています。名簿の1番から11番の方が再任、12番の方が新規です。</p> <p>委員の人数は規則で15名以内と定められているため、男性10名、女性2名の計12名の委員で構成したいと考えています。</p> <p>なお、本審議会における女性委員の割合は16.7%であり、市の目標値の40%に達していませんが、今後関係機関等に協力要請を行っていきたいと考えています。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	議案第26号「宮崎市文化財審議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。議案第27号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会文化財課所管施設）委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
白坂文化財課長	<p>議案第27号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会文化財課所管施設）委員の委嘱について」、説明します。</p> <p>議案資料48ページをご覧ください。宮崎市指定管理者候補者選定委員会委員は、令和5年3月31日をもって文化財課所管施設である生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史民俗資料館及び安井息軒記念館の指定管理期間が終了することに伴い、新たな指定管理者を選定するために、宮崎市指定管理者候補者選定委員会条例に基づき、宮崎市指定管理者候補者選定委員会を設置し、委員を委嘱しようとするものです。</p> <p>資料49ページをご覧ください。今回、専門的な知識や経験豊富な7名の方々に委員を委嘱します。任期は、宮崎市指定管理者候補者選定委員会条例第4条の規定により、委嘱の日から、諮問に対し</p>

	<p>委員会が最終的な答申を行う日までとなっています。</p> <p>なお、女性委員の割合は28.6%です。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>他にないようでしたら、議案第27号「宮崎市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会文化財課所管施設）委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。以上で、議案9件は承認されました。</p> <p>それでは、50ページをご覧ください。報告が5件です。まず、報告第18号「新型コロナウイルス感染症の対応について」、事務局から説明をお願いします。</p>
迫田教育局長	<p>報告第18号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」ご説明します。</p> <p>本日お配りしています、「当日配布 報告第18号 別紙1」をご覧ください。「1. 小中学校における感染拡大防止対策について」です。「小中学校及び教育委員会事務局における感染確認状況について」は、別紙2をご覧ください。</p> <p>令和4年4月18日から5月22日までの感染状況についてまとめられています。</p> <p>4月18日以降は、69校で児童822名、生徒341名、教職員33名、事務局職員5名の計1,201名の感染が確認されています。69校の内訳ですが、小学校44校、中学校25校でした。</p> <p>次に、臨時休業及び学年閉鎖についてですが、臨時休業等を行った学校はありませんでした。</p> <p>次に、学級閉鎖です。「4 学級閉鎖」の表のとおり4月22日以降、複数のクラスで学級閉鎖がありました。</p> <p>続いて、感染者集団（クラスター）の確認状況ですが、4月20日、24日、5月17日と3件の感染者集団が確認されたところです。</p> <p>あらためて、別紙1をご覧ください。「2. 新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。</p> <p>「宮崎市保健所業務の重点化に伴う学校対応の変更」及び「学校におけるコロナ対応業務の負担軽減のための学校対応の変更」について、別紙3-1から3-3までの通知文書により案内をしました。詳細については、後ほど学校教育課及び保健給食課が説明します。</p> <p>続いて、「3 教育委員会所管施設の対応について」です。表の右側に、5月16日以降の対応を記載しています。</p> <p>これまでの対応を、「当面の間、継続」としてはありますが、小中学校については、引き続き、学校の感染状況や実情に応じて学級閉鎖や給食後下校、時差登下校、帰宅後のオンライン授業・学習を実施することとしています。感染状況が落ち着いている場合は通常登校もできることとしています。</p> <p>また、修学旅行や運動会・体育大会等の学校行事は、感染防止対策を徹底した上で、実施を検討することとしています。</p> <p>部活動については、引き続き、十分な感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に行うことができるところです。</p>

	<p>その他の施設についてですが、引き続き一部の施設においては利用制限を行いながら開館しています。資料の説明は、以上です。</p>
重盛学校教育課長	<p>それでは、学校教育課から説明をします。</p> <p>「当日配布 報告第18号 別紙3の3」をご覧ください。こちらの事務連絡は、各小中学校校長に新型コロナウイルス感染症に係る対応の一部変更についてお知らせをしたものです。</p> <p>「1. 学級閉鎖等について」をご覧ください。この通知が発出されるまでは、5名以上の陽性者を確認した場合は、1週間の学級閉鎖を行うものとしていました。</p> <p>しかし、5名の陽性者を確認してからでは感染がさらに拡大する恐れがあるため風邪症状が確認された段階で対応すべきだという保健所からの助言があり、学級内のクラスター感染爆発による長期の学級閉鎖を防ぐためにも、記載のとおり条件で、2日間の学級閉鎖の検討実施を行うという取扱に変更しました。</p> <p>変更後の取扱は、「1. 学級閉鎖等について」のとおり、「①同一学級内にコロナ陽性者が3名確認され、かつ風邪症状などの欠席者が2名以上発生した場合」、「②同一学級内にコロナ陽性者が4名確認され、かつ風邪症状などの欠席者が1名以上発生した場合」に当てはまる場合は2日間の学級閉鎖を行い、「③2日間の学級閉鎖後の健康観察中に、陽性者や風邪症状者が増加した場合は、学級閉鎖を延長するかどうかを教育委員会と学校で協議の上、方針を決定する」こととしています。</p> <p>③に該当した場合は、学校と教育委員会で協議しながら、慎重かつ早急に対応しているところです。学校教育課からは以上です。</p>
井上保健給食課長	<p>続きまして、保健給食課から説明します。資料は「当日配付資料第18号 別紙3」です。</p> <p>これまで、土曜日及び日曜日、祝祭日の新型コロナウイルスの対応については、学校教育課と保健給食課の職員が交代でシフトを組んで対応していました。各学校においても、休日の対応が生じるため、教職員の負担となっていました。</p> <p>今回、学校の負担軽減と職員の負担軽減のため、休日のコロナ関連の報告日を、翌日が登校日の日曜日または祝日のみとし、時間も午前10時から午後6時までとしたところです。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました、報告第18号について、ご質問はありませんか。</p>
小林教育委員	<p>学級閉鎖が多いようですね。そうした場合のオンライン授業やタブレットの持ち帰りなどの授業の代替措置について、今、軌道に乗っている印象ですが、実態としてどうですか。</p>
重盛学校教育課長	<p>市からの通知としては、学校の判断でオンライン授業をするなどの対応をするようにお願いしています。タブレットの更新等を行っているという実情もあるとのこと、準備が整っている学校から、順次そういった取組を進めているものと考えています。以上です。</p>
西田教育長	<p>現在の状況として、タブレットの準備はできているということでしょうか。</p>
堀之内教育情報研修センター所長	<p>新年度に入って子どもたちの転校などにより変更があった分については、タブレットの更新など、学校との調整が5月に終わったところです。各学校で児童が使える状況にはなっています。</p>
小林教育委員	<p>他の自治体から見て、学びの保障という点で宮崎市の取組がモデルになっているようで、学校や市の対応が注目されています。タブ</p>

	<p>レットの調整が順調に進んでいるのであれば、ありがたいと思っところす。</p>
西田教育長	<p>ただ、クレーム等があったという話も聞いていますので、これからもしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。</p>
井上保健給食課長	<p>説明が前後しますが、宮崎市保健所の周辺環境と学校対応の変更点についてご説明します。</p> <p>あらためて、「当日配布資料 報告第18号 別紙3-1」及び「別紙3-2」をご覧ください。</p> <p>まず別紙3-1について、令和4年4月22日に行われた宮崎市長定例記者会見において発表されました「宮崎市保健所の重点化」により、保育所、幼稚園、小中学校での濃厚接触者について、今まで行っていたPCR検査を行わないこととなりました。濃厚接触者に特定された場合は自宅待機を基本として、少しでも症状が現れた場合に医療機関を受診してもらうこととなりました。</p> <p>このことを受け、教育委員会としては、令和4年4月27日(水)の濃厚接触者確定分以降は、PCR検査を行わないことを各学校長に別添資料3-1により通知し、併せて、別添資料3-2により保護者向けのお知らせ文書を発出したところす。</p> <p>ただし、濃厚接触者の特定に係る取扱方法については、従来のとおりで変更はなく、児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合の濃厚接触者の特定は、学校と教育委員会とで協力して行っていくこととしています。</p> <p>続いて、別紙4をご覧ください。令和4年5月20日(金)に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」公表され、マスク着用は引き続き基本的な感染対策であることや、身体的距離が確保できない際に会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること等が示されました。それを受け、これから夏季を迎えるにあたり、学校生活における児童生徒等のマスク着用についてあらためて留意する点を周知するため、令和4年5月25日(水)付で、文部科学省より、「子どものマスク着用について」のリーフレットが公表されたところす。</p> <p>学校生活におけるマスクの取扱いについては、既に文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)』に示されていますが、今回のリーフレットでは、マスク着用の必要がない場面について、より具体の場面に即して明確にしたものです。</p> <p>なお、このリーフレットについては、近日中に各学校長あてに児童生徒への配布を依頼することとしています。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>他にご質問はありませんか。マスクの着用について取扱が大きく変わってきたように思いますが、いかがでしょうか。</p>
片山教育委員	<p>確かにマスク着用の取扱が変わってきたと報道されてはいますが、子どもたちは人前ではマスクを外していないのが現状です。</p> <p>子どもがマスクを着用したまま運動している様子は見ていても心苦しく、大人が子どもたちにマスクの取扱についてしっかりと伝えていかななくてはいけないと感じています。</p>
畠山教育委員	<p>今日の新聞でもプールの授業のことが書かれていました。コロナ禍以前の日常に戻るということはすぐには難しいかもしれませんが、やはり子どもにとっては大事な経験ができる時期でもありますので、大人がマスク着用の取扱について、良い見本を示せるという</p>

	<p>ですね。少しずつ現在の状況が改善されていくことを期待しています。</p>
西田教育長	<p>今後、学校では熱中症対策を優先するという形で、マスク着用の取扱いが変わっていくと考えています。他に何かありますでしょうか。</p>
片山教育委員	<p>先ほど保健給食課からの報告で、4月下旬から陽性者が発生した場合でもPCR検査を行わないという取扱いになったとのことでしたが、これまでは陽性者が出たら同じクラスの児童全員がPCR検査を受けて、この検査により、無症状であった何人かが陽性者であることが判明して学級閉鎖になるという形もあったかと思えます。</p> <p>別紙2に記載のある4月下旬の学級閉鎖について、クラスでPCR検査を行ってはいないけれども、症状が出ている児童が複数人確認できたことによりクラスターが発生したという判断となっており、学級閉鎖に至ったものなのではないでしょうか。また、このとき、無症状で陽性が判明した児童もいたのでしょうか。</p>
迫田教育局長	<p>PCR検査をしないというのは、「宮崎市保健所業務の重点化」の取扱いによるものです。</p> <p>これまでは濃厚接触者として何十人もPCR検査の対象となるのに、陽性者はほぼ出ない、ということもありました。</p> <p>また、児童生徒の場合は親からの感染が多かったのですが、市内でこれだけの感染者が出ている今、はっきりと感染経路を特定できない状況になっています。</p> <p>症状が出たら病院を受診してPCR検査をするという流れですが、オミクロン株は無症状でもある程度、健康観察をしていれば陰性になるという特性があります。</p> <p>この特性から、症状が出た場合にはPCR検査をして、それ以外は経過観察をするという取り決めでしたが、全てのケースにおいて検査をしないということではなく、濃厚接触者と特定された中で行動歴や感染状況などからクラスターが発生する恐れがある場合など、PCR検査をした方がよいと判断される事例もあります。</p> <p>そのような中で、感染者が5名以上出た場合には広がり防ぐために学級閉鎖をしていました。</p> <p>症状の有無については定かではありませんが、お尋ねの時期については、PCR検査を実施した上で感染者が複数人確認されたという理由での学級閉鎖でした。</p>
片山教育委員	<p>新型コロナウイルスが、無症状でも検査をするというのではなく、インフルエンザのように症状が出てから検査をするという扱いに少しずつ移行していて、良い傾向にあると感じます。</p>
迫田教育局長	<p>おっしゃる通り、今後は濃厚接触者さえも特定しないという方向になりつつあります。宮崎県内や宮崎市内の高校でも、そのような流れになっていますが、一昨日に出席した会議で、中学校も高校と同じような扱いになると伺いました。会議の中では、清山市長から「宮崎市としては、しばらく濃厚接触者の規定は外さない」という方向性が示されていましたが、いずれは、宮崎市としてもインフルエンザのように濃厚接触者の規定を外す流れになるのではないかと推測しています。</p>
西田教育長	<p>取扱いがだいぶ変わってくるということでしょうね。他にないようでしたら、報告第19号「臨時代理の報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>

川邊企画総務課長	<p>まず、資料の差替をお願いします。52ページと53ページです。52ページについては、委員の「任命」を「委嘱」と表記していましたので訂正しました。53ページについては、名簿の3段目、関谷氏の「谷」を「屋」に訂正しましたので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、資料の52ページをご覧ください。報告第19号「臨時代理の報告について」です。議案第20号におきまして、今年度から新たに設置した学校運営協議会の委員の任命についてご説明したところですが、本報告は昨年度までに学校運営協議会を設置した、大宮中学校区、生目中学校区、赤江東中学校区、田野中学校区、清武中学校区の5校区及び広瀬北小学校の委員について、別紙に掲げる91名の委員を任命したことを報告するものです。</p> <p>今回、新たに学校運営協議会委員になられた方は23名で、女性委員の割合については27.5%です。</p> <p>昨年度までに設置した学校運営協議会の委員については任期が令和4年3月31日までとなっていたことから、本来であれば3月の定例教育委員会で任命の承認を得るべきところですが、3月の時点では対象校の校長が決まっていないこと、またPTA等各団体の役員も決まっていないことから、教育長が臨時代理を行い、任命しましたので、宮崎市教育委員会事務委任規則第4条、臨時代理の規定により報告するものです。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました、報告第19号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>他にないようでしたら、報告第20号「臨時代理の報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
重盛学校教育課長	<p>59ページをお開きください。報告第20号「宮崎市いじめ防止対策委員会委員の臨時代理の報告について」説明します。</p> <p>宮崎市では、いじめ防止対策推進法の規定にもとづき、いじめ防止対策及び重大事態に関する事項について調査・審議することを主な目的として、宮崎市いじめ防止対策委員会条例を定め、宮崎市いじめ防止対策委員会を設置しています。</p> <p>当報告は、先ほどの条例に基づき、委員を委嘱したことを報告するものです。委員のこれまでの任期は令和4年3月31日まででしたので、本来は3月の定例教育委員会で委嘱の承認を得るべきところでしたが、3月31日まで重大事態の対応を行うなどした結果、事務手続きが遅れたこと、また、重大事態等の対応に備えるために速やかに委員を委嘱する必要があったことから、教育長が臨時代理を行ったものです。</p> <p>なお、いじめ防止対策委員会委員は60ページの名簿にありますように、5名の方々です。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までで、全員が再任となっています。報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>3月31日時点では市長に様々な意見を付す可能性がありましたが、結果的には特にそのようなことはありませんでした。</p> <p>ただいま説明のありました、報告第20号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>他にないようでしたら、報告第21号「事故等の報告について」と、報告第22号「臨時代理の報告について」ご報告しますが、この2件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1</p>

	4条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、ただいまより、非公開とします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除します。次に、「5 その他」に移らせていただきます。 まず、委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いします。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、資料の「総合教育会議について」、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	「総合教育会議について」説明します。 教育委員の皆様と、市長との意見交換の場である総合教育会議を8月8日（月）の15時30分から17時まで開催する予定です。 今回のテーマは「新しい時代の教育を見据えた学校における働き方改革について」とし、準備を進めています。7月の定例教育委員会後に総合教育会議で扱うテーマについての勉強会も開催を予定しており、詳細についてはその時にご説明します。教育委員の皆様、ご参加をどうぞよろしく申し上げます。以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。 ないようでしたら、「6 次回教育委員会について」、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	次回の定例教育委員会は、令和4年6月29日（水）、13時40分からこの教育委員会室で開催したいと考えています。
西田教育長	よろしく申し上げます。続きまして、「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	（ 行事予定説明 ）
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。以上をもちまして、第5回定例会を終了します。